

令和5年度デジタル庁調達改善計画

令和5年3月31日

デジタル庁

調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、デジタル庁において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

なお、本計画の記載項目については、「令和5年度調達改善計画の策定要領」（令和5年2月9日内閣官房行政改革推進本部事務局通知）に基づくものである。

第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

（1）調達の現状分析

① 契約種別に関する分析

デジタル庁は、令和3年9月1日に設置されたため、令和3年度においては、1箇年度分の調達を行っていない。そのため、設置当初の令和3年9月から直近の令和4年12月末までの調達の現状分析を行い、令和6年度における調達改善計画から過去1箇年度分（令和4年度分）の現状分析を行うこととする。

令和3年9月から令和4年12月末までの調達の契約種別は表1のようになり、契約件数は319件、契約金額は772億円となっている。そのうち競争性のある契約は256件（全契約に占める割合79%）、競争性のない随意契約は63件（同21%）となっている。

競争性のない随意契約については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）通知に基づき、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由等の審査を行うことによる内部牽制を有効に機能さ

せ、競争性のある契約へ移行してきたところである。引き続き、競争性のある契約への移行が進むよう厳正な審査を実施していく。

表1 ※1※2 デジタル庁における調達契約の種別（令和3年9月～令和4年12月）（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	225	71%	553	72%
	企画競争による 随意契約	8	3%	27	4%
	不落・不調による 随意契約	4	1%	7	0%
	公募による 随意契約	19	4%	0	0%
	小計	256	79%	586	76%
競争性のない随意契約		63	21%	186	24%
合計		319	100%	772	100%

- ※1 少額随意契約は含まない。以下表2～表4についても同じ。
- ※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- ※3 「競争性のある契約」は、「競争契約」、「企画競争による随意契約」「不落・不調による随意契約」及び「公募による随意契約」をいう。
- ※4 「公募による随意契約」の契約金額は、法定金額等と記載され公表されている。利用実績に応じた金額となるため、合計が億円未満、「0円」表記となっている。

② 応札状況に関する分析

令和3年9月から令和4年12月末までの調達の応札状況は、表2のようになっており、競争契約に占める一者応札の割合は、件数ベースで48%、金額ベースで70%となっている。企画競争による随意契約に占める一者応募の割合は、件数ベースで25%、金額ベースで6%となっている。一社応募の2者については、複数者が共同で提案に応募した案件となっている。

公募による随意契約については、「一定の要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」となっている調達案件のため、表2には計上はしていない。

表2 デジタル庁における調達への応札状況（令和3年9月～令和4年12月）

（単位：件、億円）

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	107	390	118	163	225	553
割合	48%	70%	52%	30%	100%	100%
企画競争による随意契約	2	2	6	25	8	27
割合	25%	6%	75%	94%	100%	100%
公募による随意契約	－	－	－	－	19	0
割合	－	－	－	－	100%	100%

※1 「公募による随意契約」については、「一定の要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」は計上していない。

※2 「公募による随意契約」の契約金額は、法定金額等と記載され公表されている。利用実績に応じた金額となるため、合計が億円未満、「0円」表記となっている。

③ 調達経費の内訳に関する分析

令和3年9月から令和4年12月末までの調達経費の内訳は、表3のようになり、件数ベースでは情報システムの調達の占める割合が45%と最も大きく、その次に占める割合が大きいのは、調査研究の調達の28%となっている。

また、金額ベースでも、情報システムの調達の占める割合が73%と最も大きく、次に占める割合が大きいのは、調査研究の調達の14%となっている。

表3 デジタル庁における調達経費の内訳(令和3年9月～令和4年12月)

(単位:件、億円)

	令和3年9月～令和4年3月		令和4年4月～令和4年12月		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事(A)	1	0	5	1	6	1
割合(A/G)	1%	0%	2%	0%	2%	0%
情報システム(B)	38	93	106	473	144	566
割合(B/G)	40%	79%	47%	72%	45%	73%
調査研究(C)	30	23	58	87	88	109
割合(C/G)	32%	19%	26%	13%	28%	14%
広報事業(D)	4	1	4	4	8	6
割合(D/G)	4%	1%	2%	1%	3%	1%
物品購入・賃貸借等(E)	7	1	24	85	31	86
割合(E/G)	7%	1%	11%	13%	10%	11%
その他(F)	14	0	28	3	42	3
割合(F/G)	15%	0%	12%	0%	13%	0%
合計(G)	94	119	225	653	319	772

④ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和3年9月から令和4年12月末までの競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表4のようになっており、件数ベースでは情報システムの調達の占める割合が59%と最も大きく、その次に占める割合が大きいのは、調査研究の調達の34%となっている。

また、金額ベースでも、情報システムの調達の占める割合が86%と最も大きく、次に占める割合が大きいのは、調査研究の調達の13%となってい

る。

表3及び表4から、デジタル庁の調達では、情報システムの調達が占める割合が大きいため、重点項目の設定も情報システムの調達を中心とした項目を設定している。

表4 デジタル庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳(令和3年9月～令和4年12月)

(単位:件、億円)

	令和3年9月～令和4年3月		令和4年4月～令和4年12月		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事(A)	0	0	2	0	2	0
割合(A/G)	0%	0%	3%	0%	2%	0%
情報システム(B)	14	56	49	279	63	335
割合(B/G)	47%	84%	64%	86%	59%	86%
調査研究(C)	13	10	23	39	36	49
割合(C/G)	43%	15%	30%	12%	34%	13%
広報事業(D)	0	0	0	0	0	0
割合(D/G)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
物品購入・賃貸借等(E)	2	0	3	5	5	5
割合(E/G)	7%	0%	4%	2%	5%	1%
その他(F)	1	0	0	0	1	0
割合(F/G)	3%	0%	0%	0%	1%	0%
合計(G)	30	66	77	323	107	390

(2) 重点的な取組及び共通的な取組

別紙1のとおり

(3) その他の取組

別紙2のとおり

第2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

調達改善計画に関する取組状況等については、デジタル庁のホームページにおいて公表するものとする。

第3 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制

調達改善の推進に当たっては、「デジタル庁調達改善推進チーム」（以下、「推進チーム」という。）を設置して取り組むこととする。なお、必要に応じて関係グループ※4の参加を求める。推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者	統括官（戦略・組織グループ）
副統括責任者	参事官（会計担当）
メンバー	参事官（調達支援・改革担当）
	企画官（会計担当）
	参事官補佐（会計担当）
	関係グループ担当

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

※4 デジタル庁の組織は、「戦略・組織グループ」、「デジタル社会共通機能グループ」、「国民向けサービスグループ」、「省庁業務サービスグループ」の4つのグループから構成されている。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、取組の推進に当たっては、デジタル庁入札等監視委員会の意見を活用する。

(3) 内部監査の活用

調達改善計画に基づく取組状況については、監査担当が行う内部監査を行うこととする。

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム調達の改善	<p>【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】</p> <p>情報システムの開発、構築をその内容とする新規案件においては、特定の事業者しか供給できない製品（ハードウェア、ソフトウェア）ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とする余地がないかチェックリストを活用するなどの確認を行う。また、改修、保守・運用それぞれのフェーズにおいての更なる競争性を確保する余地がないか検討を行う。</p> <p>【公募、技術的対話による新規参入事業者の確保】</p> <p>随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与え、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保する。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法【情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子（令和元年5月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）】の活用を引き続き推進する。</p> <p>【保守等契約への新規参入促進を図る環境改善】</p> <p>情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行う。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとするよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も推進していく。</p> <p>【積極的な閲覧・情報の提供】</p> <p>継続している調達案件については、設計書等を公告期間に閲覧できるように引き続き準備するとともに、事業者の切替の難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等も閲覧資料として引き続き準備する。</p> <p>また、デジタル庁における過去の契約事業者（再委託事業者を含む）をデジタル庁のウェブサイトに公開し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業にデジタル庁と直接取引できる機会の可能性を検討してもらう。</p> <p>【一者応札の回避方策の検討】</p> <p>一者応札が継続している調達案件については、デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえた改善内容等も試行的に取り入れていく。</p> <p>具体的には、過去の一者応札案件の分析、フィードバックによる機動的・柔軟な調達手続きの改善。デジタル庁のウェブサイトにて年間の契約予定と再委託を含めた契約事業者の下請け状況の公開。システム調達における発注者側の能力向上。中小企業、設立後間もない企業にデジタル庁の調達案件に参入する機会の拡大。などに取り組む。</p>	令和3年9月から令和4年12月に調達した案件の件数及び契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と一者応札が継続している調達案件の改善については、令和4年度の調達実績を踏まえて改善するように取組。	R6年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。</p>		A	R4	<p>随意契約による契約要請があれば実施し、検討結果を記録として蓄積する。</p> <p>年2回開催する入札等監視委員会において提案された改善策について、調達改善計画に反映することを検討する。</p>	R6年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システム（GEPS）による入札・契約手続きの更なる利用促進を図るため、紙での入札、契約を希望する事業者に対しては、電子入札、電子契約に対応できない理由、電子調達システム（GEPS）の利用可能用途等の確認を引き続き行う。		A	R4	GEPSを活用した電子入札率、電子契約率を政府目標の電子入札率80%、電子契約率50%を上回るように取組む。	R6年3月まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁）等）。

電子入札率 = (電子応札案件数 / 電子入札案件数)

- ・電子入札案件数: 入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
- ・電子応札案件数: 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率 = (電子契約案件数 / 電子応札案件数 + 電子入札によらない電子契約数)

- ・電子契約案件数: 契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
- ・電子入札によらない電子契約数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
・ ELGA導入による事務の電子化、業務の効率化を行う。	新規
・ 会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続
・ クレジットカードで海外出張経費の精算、高速料金の支払に引き続き活用する。	継続